

營業の意義に付ては既に述べたるが如し而して營業に關せざる受取書なる以上は假令金高の記載ある場合と雖も總て課稅外とす從て農家が米穀、蠶繭等を賣渡し其の代金の受取として證書を作成するも印紙稅を納むるの必要なし而して受取書が營業に關するものなるや否やは作成者の方面より見て決定すべきものにして受取書の交付を受くる者は營業者たることを要せず故に營業者が官廳に宛て交付する爲作成したる受取書及農家に日用品を販賣したる代金受取書の如きものは當然印紙を貼用せざるべからず。

疑問として研究を要するは

甲無盡金の受取書には印紙を貼用することを要するや否や。

本問は之を區分して考へざるべからず即ち

(イ)無盡又は賴母子講と稱し隣人相集り金錢を醵出して抽籤により講金を交互に受くるが如きは勿論營業に關するものにあらざるを以て斯る場合に發する受取書には印紙を貼用するの必要なし反之。

(ロ)無盡を營業とする會社が會員より受領する掛金の如きは素より會社の營業行爲なるを以て印紙を貼用せざるべからず。

乙相互保險會社の發する保険料の受取書は如何。

相互保險とは保險に付せむとする者が團結して相互的に保險を爲す場合に於ける保險にして營利を目的とせず從て營利保險の如く保險營業者が營利の目的を以て他人と保險契約を爲すものにあらずして各關係者が同時に保險者兼被保險者となるものなり故に營業に關するものと看ること能はざるを以て其の保險料の受取書に對しては課稅外と爲すを正當なりと信ず而して之に對しては大藏省の省議既に決定あり即ち相互保險會社の保險料の受取書に對し印紙稅の課稅を爲すべきや否やの農商務省の照會に對し明治四十三年六月印紙貼用を要せざる旨回答せり。

第一 金	號	相互保險料領收證
右ハ 但大正 年月 日 殿ノ 相互保 險料金 日ヨリ ケ月分 圓正ニ 領收候也	大正 年月 日 相互生命保險株式會社 主管	殿
保險契約者		

丙 医師辯護士の發する受取書に對しては如何。

二〇

本問に對しては從來取扱區々たりしのみならず多少議論の存する所なり然れども要するに醫師辯護士の行爲が營業なりや否やに依りて決すべき問題なりと信む何となれば受取證に印紙の貼用を要するは營業に關するものゝみなればなり。

(イ) 医師に對しては嘗て行政裁判所に於て免許取消處分に對する件に關し醫師は從來の慣行上之を營業者と看做さざるを以て別段の規定なき以上は之を營業者にあらずとするを相當とする旨の判決あり。

(ロ) 辯護士に付ては辯護士法(法律七號)第一條に「辯護士は當事者の委託を受け又は裁判所の命令に従ひ通常裁判所に於て法律に定めたる職務を行ふものとす」云々第六條第二項に「辯護士は商業を營むことを得す」又第三十一條以下による懲戒處分を受くること及營業収益稅法の代理業中には辯護士を含まざる從來の取扱等より觀るときは醫師の行爲と等しく營業に關せざるものなりと解せざるべからず故に兩者に對しては課稅外として取扱ふべきものなり大藏省々議決定亦然り。

大正八年八月一日各稅務監督局へ通牒

醫師及辯護士の發する受取書は營業に關せざるものとして自今印紙の貼用を要せざることに省議決定云々。

(一五) 主たる債務の證書に併記したる擔保契約

擔保契約とは債權者と保證人(物上保證人ヲ含ム)との契約により成立し其の效力は主たる債務者が其の債務を履行せざる場合に於て其の履行の責に任するにあり(民法四四六條)而して擔保に對人擔保と對物擔保との二あり。

對人擔保とは保證契約が債權者と保證人との契約に依りて成立し主たる債務と同一内容を有する債務を負擔す其の目的は主たる債務の履行を確保するにあり主たる債務に對し之を從たる債務と謂ふ。

對物擔保とは對人擔保に對する語にして物を以て債務の履行を確保する擔保を云ふ質權抵當權之なり尙對物擔保に債務者自から提供する場合と第三者の提供する場合とあり。

質權とは他人の物又は財產權を目的とし之を占有し又は事實上支配し債權の辨濟を得ざるときは其の物又は財產權に付他の債權者に先立ちて自己の債權の辨濟を受くるを云ふ而して物を目的とする質權を動產質と稱し財產權を目的とする質權を權利質と稱す。

抵當權とは不動産又は地上權、永小作權を目的とする擔保物權にして占有を移さざる點に於て質權と異なるも其の効用は質權と同じく自己の債權の辨濟を得ざることは其物又は權利に付他の債權者に先ちて辨濟を受くるを云ふ。

擔保契約書にして課稅外となるは主たる債權證書に併記したる場合に限る若し併記せずして別に證書を作成したときは或は契約證書として法第二條により課稅せられ或は動產なるときは擔保品差入證書等として課稅せらる、而して主たる債務證書に併記したる以上は假令第三者が債權との契約により擔保したる場合と雖も當然課稅外として取扱はるるものなり。

(一六) 手形及證券の裏書又は之に併記したる受取書

改正前に在りては「證券の裏書」云々とありたるが故に證券中に手形を含むや否やに付多少の疑を生じたりしが改正法に於ては其の疑を避くる爲め明に「手形及證券」と規定したるものなり而して手形の意義は既に之を述べたるを以て茲に其の説明を省く。

證券とは權利の存在を證明する證書を謂ふものにして所謂商業證券の全部を意味し手形、貨物引換證、預證券、質入證券、倉荷證券等一切を含む而して證券には記名證券、無記名證券、指圖證券指名又は持參人拂の證券あり無記名證券は交付のみによりて證券の所有權を移轉し其

券手形及
書記は之に
受取し書た
る併記又は
裏書たる書
に書記す

他の證券は裏書を以て讓渡の要件と爲す。

裏書の要件左の如し(商法四五七條二八二條
五二九條、五三七條)

(イ) 證券の謄本又は補箋に爲すこと。

(ロ) 被裏書人氏名又は商號(被裏書人ノ氏名又ハ商號ノ記
載ナキヲ無記名裏書ト稱ス)

(ハ) 裏書年月日

(ニ) 裏書人の署名

手形の裏面に記載したる受取書とは手形所持人が手形金額を受取たることを手形の裏面に記載して證明するを云ふ之れ一の受取書なりと雖も例外として課稅外に措きたるものなり。

裏書署名の様式

表書ノ金額乙野甲太郎殿(又ハ其指圖)

人ニ御支拂可被成候也

大正何年何月何日

甲野乙太郎

證券の裏書に記載するを普通とす

表書ノ金額丙山太郎殿(又ハ其指圖人)

ニ御拂可被成候

大正何年何月何日

乙野甲太郎

手形の裏面に記載し
たる受取書

明譲渡しに記載
したる債券又は
證書

(一七) 株券又は債券に記載したる譲渡の證明書

株券とは株式會社、株式合資會社の株主權を表彰する證券なり而して普通記名式なるも全額の拂込を了したるときは株主は其の株券を無記名と爲すことを得故に株券譲渡に於て後者は當事者の意思の合致と株券の引渡のみにて效力を生ずるも前者は尙名義書換の手續を要す此場合に株券に其の譲渡を記載するも印紙稅を課せらるることなし。

廣く債券とは株式會社、株式合資會社の社債券及其の他國庫債券勸業債券等一般を包含す而

して債券にも亦記名式無記名式の二種あり後者の譲渡は引渡のみにて足るも前者は名義の書換を要す此場合に於ける債券の譲渡記載は總て印紙稅を課せず。

(一八) 手形の引受及保證

手形の引受とは爲替手形の引受人が手形の文面に從ひて手形金額支拂の債務を負擔することを目的とする附屬的手形行爲を云ふ而して手形の引受は附屬的手形行爲なるを以て主たる手形の存在を必要とす。

爲替手形の支拂人は振出人の委託に依り直に債務者となるものにあらず支拂人が爲替手形の引受を爲し之に署名して始めて主たる債務者となるものなり故に爲替手形の支拂人が手形の所持人に對し手形金額を支拂ふ義務を負ふは此引受行爲ありたる結果に外ならず。

手形の引受は爲替手形にのみ存する制度にして約束手形、小切手には斯る制度なし是れ爲替手形が信用を基礎とし支拂人たる第三者をして支拂はしむべき手形なれども小切手は支拂の用具たると同時に短期の満期日なるを以て引受の必要なし商法は引受の外に參加引受なる制度を認めたり參加引受とは支拂人が單純なる引受を爲さざる場合及引受人が破産の宣告を受けて相當の擔保を供せざる場合

に於て指定の擔保義務者に對する擔保請求權を消滅せしむる爲に爲さるる一種の附屬的手形行爲を云ふ參加引受は手形に署名して之を爲すものとす（商法五百三條）

印紙稅法に於ては附屬的手形行爲たる引受、保證、裏書の三者に付ては課稅外たるの明文を置きたるも獨り參加引受に對しては何等規定なし然れども其性質上之に對してのみ課稅すべき主旨とは認め難きを以て結局茲に所謂引受の中には參加引受をも含むものと解して誤ならむ。

手形の保證とは主たる手形行爲に因りて生じたる債務を負擔する目的を以て爲す從たる手形行爲にして手形の謄本又は補箋に署名するに依りて爲す者とす而して手形保證は其性質上主たる手形の存在を必要とし之に署名して爲す者なるを以て、引受、裏書、參加引受と共に附屬的手形行爲なり手形保證の制度は爲替手形及約束手形に適用あるも小切手には其適用なし尤も小切手に對し通常銀行が支拂保證を爲す制度行はるゝも商法の所謂保證に非ずと解するを通説とす。

手形の保證は從たる手形行爲なるを以て本條第十五號の主たる債務に併記したる擔保契約と同じく課稅外の取扱をなすものなり。

（一九）手形又は證券の拒絶證書

拒絶證書とは手形上の權利の行使又は保全に必要な行爲を爲したこと及其の行爲を證明

手形又は
證券の拒絶證書

する唯一の要式證券を謂ふ而して拒絶證書は有價證券に非ずして事實を證明する證書にして手形上の權利の行使又は保全は此證書に依るにあらざれば證明することを得ず。

拒絶證書を證券に適用するは質入證券のみにして（商法六八條）質入證券の持人が辨濟期に至り支拂を受けざるときは手形に關する規定に従ひて拒絶證書を作成するにあらざれば寄託物の競賣を爲すことを得す。

拒絶證書は手形債務者又は支拂人が引受を爲さざる場合に於て其の拒みたる事實を證明し前者に對する權利行使の要件とするに過ぎずして財產權の創設、移轉、變更、消滅を證明する證書にあらず故に當然印紙稅に關係なきが如きも手形上の權利を行使する要件として必要缺くべからざる證書なるを以て間接に財產權の得喪に關する證書と認められざるにあらず是れ特に本條に於て課稅外としたるものなるべし。

拒絶證書は手形又は質入證券の所持人の請求により公證人又は執達吏作成の上之に署名捺印することを要す。（商法五一四條五五條）

（二〇）手形又は證券の複本及謄本

手形の複本とは一箇の爲替手形に付振出人が發行したる數通の內容同一なる證券を謂ふ複本

たる數通の證券は何れも原本にして其の間に正副主從の區別あることなし然れども手形行為は一箇なるを以て複本を發行したる場合は其の各通は獨立して手形たる効力を有するものにして各所持人は其の一通を以て手形上の権利行使することを得る點より見て各複本に對し印紙税を課するを可とすべきに似たれども元來手形行為夫れ自體は一箇にして普通一通に對し支拂あらざるときは他の各通は其の效力を失ふものなるを以て各通に對し印紙税を課するは穩當ならずと認めたるが爲めなるべし。

謄本は複本と異なり所持人が任意に作成する手形の寫を謂ふ而して手形の所持人が謄本を作成したりとて直ちに手形上の效力を生ずるものにあらずして之に裏書して始めて手形上の效力を生ずるものとす故に之に裏書したるときに於て始めて一箇の手形として譲渡することを得此點より觀て謄本に對しても亦課税すべきに似たれども謄本と原本とは別箇の手形にあらざるを以て複本と等しく課税外に措きたるものなるべし。

複本及謄本は手形引受の爲め特に認めたる制度なるを以て引受の制度なき約束手形及小切手には適用なし。

證券の複本、謄本は手形の複本謄本と同一の理を以て決し得べし船荷證券を數通發行したる

場合の取扱に付ては特に省議決定せり。

明治三十二年八月(主税局通牒)

商法第六百二十條に依り船荷證券數通を發行交付する場合は同一の権利關係を證明するものなるを以て其内の一通に相當印紙を貼用すべきや將又各通に印紙を貼用せしむべきやに付て横濱管理局長の照會に對し。

前段見込の通と回答せり。

(二二) 印紙稅法以外の法律又は規則に依り特に課税外に置きたるもの

(イ) 郵便貯金法(三八、二、一五法)

(ロ) 郵便爲替法(三三、三、一六)

第十七條郵便貯金ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セズ。

(ハ) 間接國稅犯罪者處分法(三三、三、一六)

第七條第二項差押物件ノ保管ニ關シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セス。

(ニ) 國犯徵收法(法律第二一號)

第二十二條第二項差押物件ノ保管證ニ關シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セス。

(ホ)貯蓄債券法(三七三法律)

第六條貯蓄債券及其引換證ニハ印紙稅ヲ免除ス。

(ヘ)保管金規則(二三一法律)

第四條保管金ノ受渡ニ屬スル證書ハ證券印稅ヲ納ムルニ及ハス。

(ト)預金規則(第一三號)

第八條預リ金ノ受渡ニ屬スル證書ハ證券印稅ヲ納ムルニ及ハス。

(チ)簡易生命保險法(大正五、七法)

第三十二條簡易保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セス。

右ノ内保管金規則第四條ノ規定及預金規則第八條ノ規定ハ明治三十二年印紙稅法發布ト同時ニ證券印稅規則ヲ廢止セラレタル結果トシテ自然消滅ニ歸シタルカ如キ疑ナキニアラサルモノナ來此等ノ證書ハ他ノ普通ノ證書ト其ノ性質ヲ異ニスル爲特ニ證券印稅ヲ免除セラレタルモノナルカ故ニ其ノ證券印稅ト異名同質ナル印紙稅ニ付テハ亦免除セラルヘキ趣旨ト解スヘキモノトス、故ニ例へハ契約保證金等歲入歲出外現金ヲ拂戻ス場合ニ於テ商人ヨリ提出スル領收書ニ對

シテハ保管金規則第四條規定ノ存續ヲ認メ印紙貼用ヲ要セサルモノト認ム。

(リ)健康保險法(大正十一年四月十一日)

第六條 健康保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セス。

第五章 印紙稅の納稅方法

稅法第六條乃至第九條に於て印紙稅の納稅方法に關する事項を規定せり左に項を分ちて説明すべし。

第一節 印紙貼用又は稅印押捺

第六條 印紙稅ハ證書帳簿ニ印紙ヲ貼用シテ納ムルモノトス但シ印紙稅額ニ相當スル現金ヲ政府ニ納付シテ稅印ノ押捺ヲ受ケ印紙貼用ニ代フルコトヲ得

印紙稅の納付は本條に明記する如く證書帳簿に相當印紙を貼用して爲すものとす是れ納稅手

續が他税と著しく異なる點なり即ち消費税の多くは課税物件の数量を査定し政府自ら税金を調定するの制度なるも本税にありては斯る手續を爲さず法定の證書帳簿の作成者に自發的に其貼用を命ずるものとす。

税印押捺とは印紙貼用に代はるべき便宜の手續にして印紙税に相當する現金を便宜の税務署に納付し其税金の領收書又は納稅済證明書と税印の押捺を受くべき用紙とを左の場所え提出して税印の押捺を受くることを得從て此方法に依るときは賣買仕切書、受取書及株券等を常に多数使用する向に至りては一々之に印紙を貼用するの手數を省略し得るのみならず消印するの煩累なし。

税印押捺の場所

東京、大阪、札幌、仙臺、名古屋、廣島、熊本の各税務監督局又は函館、小樽、上京、横濱、神戸、長崎、金澤、前橋、川越、宇都宮、甲府、大津、靜岡、濱松、姫路、岡山、佐賀、長野、新潟、足利、四日市(三重縣)、津、岐阜、盛岡、福島、青森、秋田、山形、酒田、米澤、福井、富山、高岡、尾道、下關、松江、高松、松山、徳島、高知、福岡、小倉、大分、鹿兒島の各税務署。

税印押捺請求者用紙の返送に要する郵便料金に相當する郵便切手を併せ提出するときは税務監督局又は税務署は税印押捺の上郵便を以て用紙の返送を爲すの便宜あり。

又税印押捺を受けたる證書、帳籍調製完了前損傷又は汚染したるものあるときは一口十枚以上に限り代用紙を提出して更に税印の押捺を請求することを得但し損傷、汚染したる用紙の税印は抹消するものとす。

以上の如く税印押捺は官民相互非常に便利にして商取引の頻繁なる今日に於ては最も其必要を感じるに未だ之を利用するものなきは該制度の存在を知らざるもの多き結果と認めらるるを以て是等賣買仕切書、受取書等多數使用する者に對し適當の方法を以て宣傳すると共に一面本税脱税防止の一助たらしむるの要あるべし。

第二節 繼續使用の帳簿

第七條 一冊ノ帳簿ヲ一年以上使用スルトキハ別帳簿ヲ調製シタルモノ
ト看做ス

一冊の帳簿を一年以上引續き使用するときは如何に取扱ふべきか帳簿の課税単位は第四條に

示す如く一冊一年以内の附込に對し定額税を課す然れども實際に於て帳簿其のものは一冊なるも引續き數年間使用する場合は往々目撃する所なり故に法は一の擬制を用ひ別帳を調製したるものと看做すべき旨を明かにせり故に通帳、判取帳にありては一年間附込終了後尙餘白あるときは其帳簿の中間に定額の印紙を貼用して引繼使用することを得斯の如く順次數年數十年に及ばずも制限なし。

第三節 外國貨幣に依りたる證書

第八條 證書ニ外國貨幣ヲ以テ員數ヲ記載スルトキハ内國貨幣ニ換算シタル金高ニ相當スル印紙ヲ貼用スヘシ

證書に外國貨幣を以て員數を記載したときは本條に依り其貨幣を内國貨幣に換算して其の金高を定めざる可らず。

而して其の換算の時期は納稅義務の生じたる時即ち作成の時なり民法四百三條は外國の通貨を以て債權額を指定したときは債權者は履行地に於ける爲替相場に依り日本の通貨を以て辨

済することを得と規定す故に若し當事者間に於て契約書を作成し外國の貨幣を以て記載金高と

外國貨幣
に依りたる
證書

したるときは當時の爲替相場に依り日本通貨に換算したものを以て記載金高とするべきものとす爲替相場とは甲乙兩國間に於て手形の需要供給の關係より来るものにして時に或は順調となり或は逆調となり從て決済の時期如何によりて其の價格に高低を生ずるなり。

例へば甲乙兩國間に於て甲國の乙國に對する輸出額が乙國より受くる輸入額より小なりと假定すれば甲國の乙國に對する債務は其の債權よりも多きが故に甲國は乙國に對し支拂を爲すの必要を生じ乙國に對する手形の需要は其の供給を超えて乙國に對する手形の價格騰貴して手形金額以上となるべし之即爲替相場の逆調なり反之順調とは乙國に對する輸出額が乙國より受くる輸入額より大なるときは乙國に對する手形の供給は需要を超えて乙國に對する手形は其の價格下落して手形金額以下となる場合を意味するものにして從て此爲替相場の變動により外國貨幣の價格も亦變動を生ずるなり。

茲に外國の貨幣とは貨幣同盟に於けるが如く法律上強制通用力ある貨幣に限るか將た法律上強制通用力あるのみならず事實上通用の貨幣をも含むか多少疑なき能はずと雖も前者に限るべき何等法律上の根據なきを以て契約自由の原則に依り後者をも含むものと解するを正しこす。

第四節 貼用印紙の消印方

第九條 印紙ヲ貼用スルトキハ證書又ハ帳簿ノ紙面ト印紙ノ彩紋トニカケテ證書又ハ帳簿作成者ノ印章又ハ署名ヲ以テ判明ニ之ヲ消スヘシ

本條は貼用印紙消印の方法を規定したるものなり印紙稅は單純に印紙を貼用したるのみにては完全に納稅手續を了したるものと云ふこと能はず必ずや其證書帳簿の紙面と印紙の彩紋とにかくて作成者自身自己の印章或は署名を以て判明に消印せざるべからず若し之に反するときは法第十三條によりて科料の制裁あり。

印章に付ては何等制限なきを以て實印は勿論認印にても可なり唯疑はしきは營業用に使用するの目的を以て仕切判又は消印等の文字を調刻したる印判は本條の所謂印章に該當するや否やの點に在り元より嚴格なる意義に於ては是等印判は自己を表彰するものにあらずと雖も印紙の消印は印紙の再貼用を防止するの目的に出でたるものなるを以て敢て厳格に解するの必要なしと信す故に此等のものも亦印紙の消印に使用し得るものと解す。

「署名」とは自己の氏名又は商號を自署するを謂ふ自署にあらざれば署名にあらず但し明治二

十三年法律第十七號を以て「商法中署名すべき場合に於ては記名捺印を以て署名に代ふることを得」とあるを以て營業に關して發行する證書帳簿の如きは之を適用して可なり。

第六章 檢査

第十條 印紙ヲ貼用スヘキ帳簿、賣買仕切書、送狀ハ當該官吏之ヲ検査スルコトアルヘシ

本條に所謂當該官吏とは收稅官吏の謂にして稅務署稅務監督局に在勤し間接國稅の検査に從事する官吏を指すものとす故に本稅検査に當りては明治四十五年一月勅令第一號に依り制服の着用を必要とし又其検査すべき區域は當該官吏の屬する稅務署稅務監督局管内に限らるるを以て若し之に反するときは適法なる検査の執行と謂ふことを得ず從て受検査者又は第三者より職務執行の妨害を受けたる場合に在りても刑法上特別の保護を受くること能はず。

收稅官吏の検査し得べき物件は本條に示す如く帳簿、賣買仕切書、送狀とす而して帳簿にして印紙稅の納付をするものは通帳判取帳の二種に過ぎざるを以て結局收稅官吏の検査し得るもののは通帳、判取帳、賣買仕切書、送狀の四種に限るものとす。

而も賣買仕切書送狀に對する検査に關しては別に何等の規定無きを以て課稅外のものと雖も検査することを得るは勿論なり。

以上四者を除く證書は收稅官吏に於て検査するの權限なきを以て所持者は之が検査に應するの義務なしと認む。

斯くの如く検査物件を制限したるは其他の證書は多くの場合當事者の秘密事項に屬するを以て是等に對してまで検査を執行するに於ては秘密漏洩の虞れあるを慮りたる結果ならむ然れども所持者が任意に提供したる場合は之に對し検査を爲し得ること當然なりとす。

或は收稅官吏の檢者權能を限定せる以上假令任意提供のものと雖も検査するを得ずと主張するものあらむも元來本條は收稅官吏が積極的に検査し得る場合を規定したるものにして任意提供に係るものと雖も検査することを得ずとの意に非ざるを以て任意に提供したる場合は検査し得るものと解せざるべからず。

罰則

第七章 罰則

脱稅犯

第十一條 證書、帳簿ニ相當印紙ヲ貼用セス又ハ第六條但書ニヨリ稅印

ノ押捺ヲ受ケサル者ハ、證書、帳簿一箇毎ニ脱稅高二十倍ノ罰金又ハ
科料ニ處ス但シ脱稅高二十倍ノ金額三圓ニ達セサルトキハ三圓ノ科料
ニ處ス

本條は稅法の規定に依り印紙を貼用し又は稅印の押捺を受くる義務ある者が之に違犯したる場合の處罰を規定せり。即ち脱稅高の二十倍に相當する罰金に處し二十倍の金額三圓に達せざることは三圓の科料に處するものなり。而して本稅の犯則成立時期は證書帳簿の作成の時なり。作成とは證書帳簿調製の時にあらずして之を證據に使用したる際に在り故に證書に在りては作成の上相手方に交付して始めて稅法違犯と爲るものとす通帳に在りて第一回の附込を爲し取引先に交附することを必要とす、判取帳に在りては一回の附込を爲すときは犯罪は成立するものとす。

證書帳簿を作成し之に相當印紙を貼用せず又は稅印の押捺を受けざることは本條の規定に依り脱稅高の二十倍の罰金又は科料に處するものなるも之によりて納稅義務消滅したりと謂ふを得ざるは明かなり何となれば處分若くは處罰は其行爲を罰するにありて脱稅を償はしむるもの

犯檢査拒否

第十二條 第十條ノ検査ヲ拒ミタル者ハ一圓以上ノ科料ニ處ス

本條は收稅官吏が帳簿賣買仕切書送狀の検査を爲さむとする場合に於て其検査を拒否したる時の制裁なり。

刑法第九十五條に「公務員が其職務を行ふに當り之に對して暴行又は脅迫を加へたるものは三年以下の懲役又は禁錮に處す」と規定して公務員の職務執行を保護せり然るに印紙稅法第十二條は特に検査拒否の制裁を設けたり故に此等二者の關係に付問題を生ず。

惟ふに本條の制裁は其刑罰の輕き點より見て極めて單純なる検査拒否の制裁に過ぎずして若し職務執行中收稅官吏に暴行脅迫を加へたる場合は刑法第九十五條により處罰せざるべからざること勿論なり故に單純なる検査拒否にありては其顛末書を作成して所屬稅務署長に報告し然らざる場合は刑事訴訟法の規定に従ひ告訴すべきものとす。

手續犯印

第十三條 第九條ニ違背シタルモノハ證書帳簿一箇毎ニ二圓ノ科料ニ處ス

證書帳簿を作成し之に相當印紙を貼用したるときは證書又は帳簿の紙面と印紙の彩紋とにかくて證書帳簿の作成者の印章又は署名を以て判明に之を消すべしとは法第九條の命する處なり若し此の手續をなさざるときは本條により二圓の科料に處せらるゝものとす。

第十四條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法中犯罪ノ不成立、刑ノ減免、併合罪及酌量減輕ノ例ヲ用キス但シ第十一條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

本條は本稅法中の罰則と刑法總則との關係を規定せるものなり。現行刑法の犯罪の不成立及刑の減免は刑法第三十五條乃至第四十一條に規定せる所にして(イ)法令又は正當の業務に因る行為(ロ)緊急防衛行為(ハ)緊急避難行為(ニ)罪を犯すの意なき行為(ホ)心神喪失者及十四歳に満たざるもの、行為(ヘ)心神耗弱者瘡啞者の行為(ト)自首したる行為等に對し適用するものにして舊刑法の不論罪減刑に該當す而して印紙稅法に於ては犯則の不成立及刑の減免の例を用ひ

刑法總則
との關係

すとあるを以て假令脱税するの意なき行爲又は失念したる消印手續犯たると又十四歳に満たざる者の行爲たるとを問はず本法に違反したるときは之を處分すべきものとす其の他刑法中の併合罪及酌量減輕等の例を用ひざるものにして普通行政罰の例に同じきものとす。

第十四條ノ二 證書、帳簿ノ作成名義人ノ代理人、戸主、家族、同居者雇人等力名義人ノ爲ニ作成スル證書、帳簿ニ關シ本法ニ違犯シ之ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ其ノ名義人ヲ處罰ス

證書帳簿の作成者名義者と作成者とを異にする場合と雖も本人の意思に従ひ證書帳簿を作成し依て脱税したるときは作成名義者を犯則の主體とするに何等の疑問なし是れ其作成者は單に一の機關に過ぎずして行爲夫れ自體が本人即ち作成名義者の行爲なりと認め得べきを以てなり反之家族及雇人が其意に反し印紙を貼用せずして使用したる場合に於ては作成名義者を處分することを得るや一般刑法に於ては原則として行爲者其者を處罰し他人の犯罪行爲により罪責を負ふことなし然して之の原則を特別法たる租稅犯に適用せむか到底其目的を達すること能はず故に假令其意に反したる場合と雖も苟も行爲者が其營業に關し營業主の爲めに爲したる以上其

名義者を以て犯則の主體として處分すべきものとす是本條に特に規定する所以なりとす。

第八章 附 則

第十五條 此ノ法律ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

第十六條 明治十七年第十一號布告證券印稅規則ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

第十七條 明治十七年第十一號布告證券印稅規則ニ依ル手形用紙ニシテ此ノ法律施行ノ際自用者ノ所持ニ係ルモノハ此ノ法律施行後ニ於テモ仍之ヲ使用スルコトヲ得但シ手形用紙記載ノ稅金高以上ニ之ヲ使用セムトスルトキハ其ノ不足額ハ印紙ヲ貼用シテ之ヲ補足スヘシ

附 則 (明治四十年法律第二十七號附則)

本法ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

非常特別稅法中約束手形及小切手ノ印紙稅ニ關スル規定ハ本法施行ノ日

ヨリ之ヲ廢止ス

附 則

(明治四十三年法律第十四號附則)

本法ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
非常特別稅法中印紙稅ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

附 則

(大正十二年法律第十二號附則)

本法ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前作成シタル證書又ハ帳簿ノ印紙稅ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

附 錄

○印紙稅法 (明治三十二年三月九日法律第五四號)

第一條 財產權ノ創設、移轉、變更若ハ消滅ヲ證明スヘキ證書、帳簿及財產權ニ關スル追認若ハ承認ヲ證明スヘキ證書ヲ作成スル者ハ此ノ法律ニ依リ印紙稅ヲ納ムヘシ

第二條 證書ニ關シテハ一通毎ニ其ノ記載金高十圓以上ノモノニ限リ記載金高一萬分ノ五ノ割合ヲ以テ印紙稅ヲ收ムヘシ

但シ印紙稅額百圓ヲ超ユル時ハ百圓ニ止メ一錢未滿トナリ又ハ一錢未滿ノ端數ヲ生スル時ハ一錢ニ切上クルモノトス (大正十二、三法律第一號改正)

金高記載ナキモ證書面ニ標記シアル價格ノ單位又ハ其ノ他ノ記載事項ニ依リ其ノ金額ヲ算出スルコトヲ得ルモノハ其ノ總金額ヲ以テ記載金高ト看做ス

第三條 (大正十二、三法律第一號削除)

第四條 左ニ掲クル證書、帳簿ニ關シテハ證書ハ一通毎ニ、帳簿ハ一冊一年以内ノ附込ミニ對シ左ノ印紙稅ヲ納ムヘシ (大正十二、三法律第一號改正)

一 貯金通帳、積金通帳及積金證書（貯蓄銀行法第一條ノ貯金又ハ積金ニ付發スルモノニ限
ル）

二 產業組合ノ發スル貯金通帳

三 產業組合又ハ住宅組合ノ發スル出資證券

四 農業倉庫證券

五 委任狀

六 約束手形

七 爲替手形

八 銀行預金證書

九 產業組合又ハ産業組合聯合會ノ發スル貯金證書

十 產業組合聯合會ノ發スル出資證券

十一 船荷證券

十二 運送貨物引換證

十三 倉庫證券

壹 錢

貳 錢

參

錢

- 十四 保險證券
- 十五 株券
- 十六 債券
- 十七 相互保險會社ノ發スル基金證券
- 十八 株式申込證
- 十九 社債申込證
- 二十 地上權、永小作權、又ハ地役權ニ關スル證書
- 二十一 使用貸借、賃貸借、雇傭、寄託又ハ定期金ニ關スル證書
- 二十二 信託行為ニ關スル證書
- 二十三 無盡ニ關スル證書
- 二十四 定款又ハ組合契約書
- 二十五 權利ノ變更ニ關スル證書
- 二十六 追認又ハ承認ニ關スル證書
- 二十七 物品切手

二十八 賣買仕切書

二十九 物品又ハ有價證券ノ賣買ニ關スル證書

三十 送狀

三十一 受取書

三十二 金高記載ナキ證書

三十三 擔保品差入證書及擔保品預證書

三十四 通帳

三十五 判取帳

二十五 錢

(大正十二年法律第一二號改正)

一 官廳又ハ公署ヨリ發スル證書、帳簿

二 官廳又ハ公署ニ職ヲ奉スル者ノ職務上發スル證書、帳簿

三 國庫金ノ取扱ニ關シ發スル證書

四 慈善又ハ公共事業ノ爲メニスル寄附ニ關シ官廳又ハ公署ニ提出スル證書

五 小切手

六 產業組合、產業組合聯合會又ハ住宅組合ノ發スル出資證券ニシテ其ノ記載金高十圓未滿ノモノ又ハ金高記載ナキモノ

七 記載金高十圓未滿ノ約束手形爲替手形

八 記載金高十圓未滿ノ積金證書及銀行預金證書

九 產業組合又ハ產業組合聯合會ノ發スル貯金證書ニシテ其ノ記載金高十圓未滿ノモノ

十 記載金高一圓未滿ノ物品手形

十一 記載金高十圓未滿若クハ金高記載ナキ又ハ非營業者ニ發スル賣買仕切書

十二 物品又ハ有價證券ノ賣買ニ關スル證書ニシテ其ノ記載金高十圓未滿ノモノ又ハ金高記載ナキモノ

十三 記載金高十圓未滿若クハ金高記載ナキ又ハ運送契約ニ依ラサル送狀

十四 記載金高十圓未滿若ハ金高記載ナキ又ハ營業ニ關セサル受取書

十五 主タル債務ノ證書ニ併記シタル擔保契約書

十六 手形及證券ノ裏書又ハ之ニ併記シタル契約書

十七 株券又ハ債券ニ記載シタル讓渡ノ證明書

十八 手形ノ引受及保證

十九 手形又ハ證券ノ拒絶證書

二十 手形又ハ證券ノ複本及謄本

第六條 印紙稅ハ證書、帳簿ニ印紙ヲ貼用シテ納ムルモノトス

但シ印紙稅額ニ相當スル現金ヲ政府ニ納付シテ稅印ノ押捺ヲ受ケ、印紙貼用ニ代ユルコトヲ得(明治三年法律第一六號改正)

第七條 一冊ノ帳簿ヲ一年以上使用スル時ハ證書又ハ帳簿ノ紙面ト印紙ノ彩紋トニカケテ證書又ハ帳簿作製者ノ印章又ハ署名ヲ以テ判明ニ之ヲ消スヘシ

第八條 證書ニ外國貨幣ヲ以テ員數ヲ記載スル時ハ内國貨幣ニ換算シタル金高ニ相當スル印紙ヲ貼用スヘシ

第九條 印紙ヲ貼用スル時ハ證書又ハ帳簿ノ紙面ト印紙ノ彩紋トニカケテ證書又ハ帳簿作製者ノ印章又ハ署名ヲ以テ判明ニ之ヲ消スヘシ

第十條 印紙ヲ貼用スヘキ帳簿、賣買仕切書、送狀ハ當該官吏之ヲ検査スルコトアルヘシ

第十一條 證書、帳簿ニ相當印紙ヲ貼用セス又ハ第六條但書ニ依リ稅印ノ押捺ヲ受ケサルモノ

ハ證書、帳簿一箇毎ニ脱稅高二十倍ノ罰金又ハ科料ニ處ス、但シ脱稅高二十倍ノ金額三圓ニ達セサル時ハ三圓ノ科料ニ處ス(大正十二法律第一二號改正)

第十二條 第十條ノ検査ヲ拒ミタル者ハ十圓以上ノ科料ニ處ス

(明治四三年法律第一四號改正四月一日施行)

(大正十二、三法律第一二號追加)

第十三條 第九條ニ違背シタルモノハ證書、帳簿一箇毎ニ二圓ノ科料ニ處ス

第十四條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法中犯罪ノ不成立、刑ノ減免併合罪及酌量及減輕ノ例ヲ用キス

但シ第十二條ノ場合ハ此ノ限リニ在ラス(大正十二、三法律第一二號改正)

第十四條ノ二 證書、帳簿ノ作成名義人ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人等カ名義人ノ爲メニ作成スル證書、帳簿ニ關シ本法ニ違反シ之ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ其ノ名義人ヲ處罰ス(大正十二、三法律第一二號追加)

附 則

第十五條 此ノ法律ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

第十六條 明治十七年第十一號布告證券印稅規則ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

第十七條 明治十七年第十一號布告證券印稅規則ニ依ル手形用紙ニシテ此ノ法律施行ノ際自用者ノ所持ニ係ルモノハ此ノ法律施行後ニ於テモ仍之ヲ使用スルコトヲ得、但シ手形、用紙記載ノ稅金高以上ニ之ヲ使用セムトスル時ハ其ノ不足額ハ印紙ヲ貼用シテ補足スヘシ

附 則 (大正十一年四月法律第四七號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (大正十一年十二月勅令第五一二號)
(ニ依リ十二年一月一日ヨリ施行)

附 則 (大正十二年三月法律第一一號)

本法ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前ニ作成シタル證書又ハ帳簿ノ印紙稅ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

○印紙犯罪處罰法

(明治四十二年四月二十八日法律第三十九號)

第一條 行使ノ目的ヲ以テ帝國政府ノ發行スル印紙又ハ印紙金額ヲ表彰スヘキ印章ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス、行使ノ目的ヲ以テ印紙ノ消印ヲ除去シタル者亦同シ

第二條 偽造變造ノ印紙金額ヲ表彰スヘキ印章若ハ消印ヲ除去シタル印紙ヲ使用シ又ハ行使ノ

目的ヲ以テ之ヲ人ニ交附シ、輸入シ又ハ移入シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス、印紙金額ヲ表彰スヘキ印章ヲ不正ニ使用シタル者亦同シ

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第三條 帝國政府ノ發行スル印紙其ノ他印紙金額ヲ表彰スヘキ證票ヲ再ヒ使用シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第四條 本法ハ何人ヲ問ハス帝國外ニ於テ第一條又ハ第二條ノ罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

第五條 偽造變造ノ印紙、印紙金額ヲ表彰スヘキ印章又ハ消印ヲ除去シタル印紙ハ裁判ニ依リ沒收スル場合ノ外何人ノ所有ヲ問ハス行政ノ處分ヲ以テ之ヲ官沒ス

官沒ニ關スル手續ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

刑法施行法第二十五條第一項第二號及第二十六條第十一號ハ之ヲ削ル

○印紙模造取締規則

(大正五年七月二十日大藏省令第一八號)

帝國政府ノ發行スル印紙又ハ印紙金額ヲ表彰スヘキ印章ニ紛ハシキ外觀ヲ有スルモノハ大藏大

附 錄

臣ノ許可ヲ受ケタル場合ノ外之ヲ製造、輸入、移入、販賣頒布又ハ使用スルコトヲ得ス
前項ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ五圓以下ノ科料ニ處ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十五年十二月十二日印刷

参考 賦業収益稅法詳解 全二冊
定價金 參圓八拾錢

著 者 帝國經財通 信社理事 武 本 宗 重 郎

東京市小石川區小日向臺町一丁目廿八番地

發行者 山 口 新 策

東京市麹町區牛込町三十一番地

印 刷 者 甲 田 藤 太 郎

東京市麹町區紀尾井町三番地

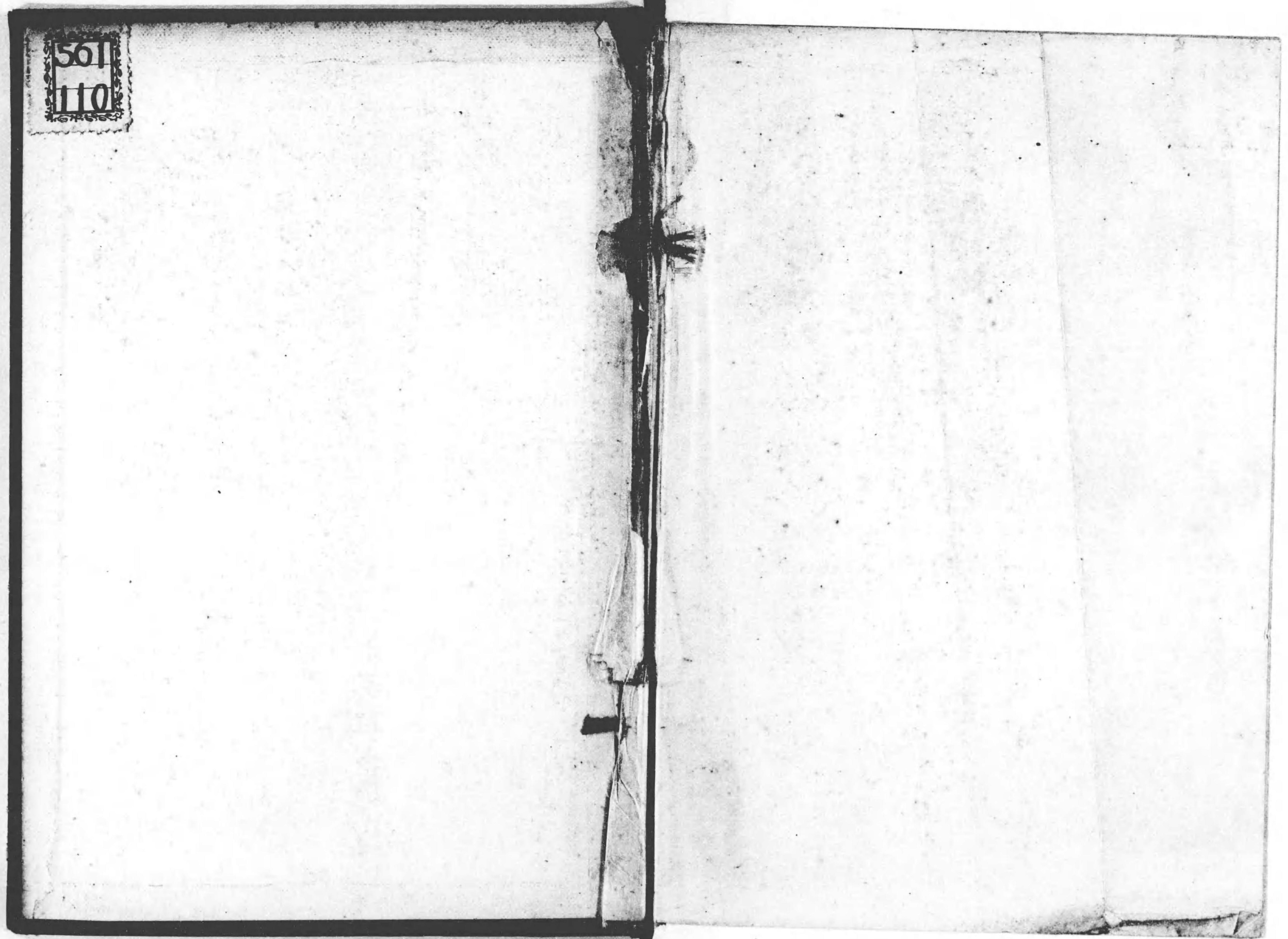
印 刷 所 東京印刷株式會社

出張所 東京市麹町區牛込町三番地



發行所 東京市麹町區牛込町三十一番地
振替 東京六〇七九八番地
電話 東京市神田區中猿樂町二番地
東京市四谷五九四四番地
東京市四谷四三二三番地
賣捌所 有斐閣書店

東京稅務調查會



終